

公立学校共済組合の掛金率について

今年度の掛金率は、下記のとおりとなりました。

[変更のあった箇所は赤書きし、()内に変更前の率を記載]

(千分率)

区 分	標準報酬月額・標準期末手当等			
	短 期	厚生年金保険	退職等年金	介 護
一般組合員	48.01	91.5	7.5	7.96 (8.00)
船員組合員	46.36 (46.05)	91.5	7.5	7.96 (8.00)
短期組合員	48.01			7.96 (8.00)

- ・短期掛金には福祉事業に係る掛金率1.41が含まれています。また、75歳以上の組合員に係る掛金率は5.00となります。
- ・厚生年金保険料は、70歳未満の一般組合員のみ徴収されます。
- ・介護掛金は、40歳以上65歳未満の組合員のみ徴収されます。

共済企画・保健グループ 017-734-9912

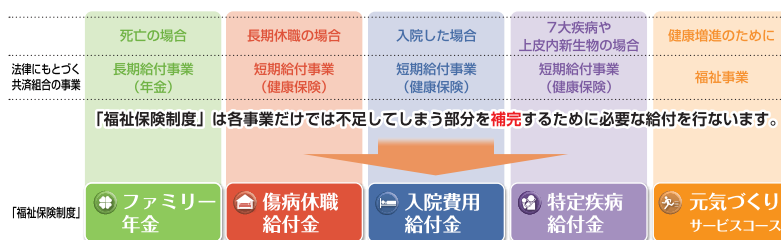
『福祉保険制度』のご案内

公立学校共済組合では、組合員及びそのご家族の皆さまの生活の安定と福祉の向上を目的として、長期給付事業や短期給付事業を補完する任意加入の「福祉保険制度」を運営しています。

制度の特長

① 共済組合の各事業を補完

公立学校共済組合では、公立学校の教職員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした各事業を行なっています。



② 保障は大きく、実質的な負担はひかえめ

- 公立学校共済組合のスケールメリットを活かした手頃な保険料で、退職後も継続できます。
- ファミリー年金は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金として加入者に還付されます。
※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
※傷病休職給付金、入院費用給付金（女性疾病給付金含む）、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースには配当金はありません。

③ 毎年保障を見直すことができる

保険期間は11月1日～翌年10月31日の1年間で、毎年保障内容を見直せます。

「福祉保険制度」に加入、内容の変更をするには？

毎年6月～7月頃、各所属所（学校等）を通じて手続書を配付します。締切日までに記入・押印のうえご提出ください。

制度内容の詳細は、公立学校共済ホームページ(福祉保険制度ホームページ)に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。